

中町上下水第 78 号
令和 7 年 10 月 1 日

中標津町上下水道運営委員会
委員長 館下 裕典 様

中標津町長 西村 穰

下水道使用料の改定について（諮問）

中標津町上下水道運営委員会規則第 3 条の規定に基づき、下水道使用料の改定について別紙理由書により諮問いたします。

理 由 書

本町の下水道事業は、昭和 51 年 12 月に事業認可を取得後、昭和 60 年 4 月には市街地の中標津処理区で「公共下水道事業」を開始しました。その後、平成 11 年 4 月には計根別地区で「農業集落排水事業」を、平成 13 年 3 月には養老牛温泉処理区で「特定環境保全公共下水道事業」を開始し、令和 5 年度には従来の特別会計から「公営企業会計」へ移行しました。

中標津下水終末処理場を含む 3 か所の処理場施設のほか、10 か所のポンプ施設があり、総延長 140 k m の污水管と、総延長 16 k m の雨水管により、水環境の保全を図り、町民の皆さまの衛生的な生活環境づくりに貢献しています。

下水道使用料については、平成 14 年度に現行料金へ改定した後、消費税増税分を除き、23 年間改定を実施していない状況です。

その間、前述の処理場施設やポンプ施設において老朽化が著しく進行しており、污水管や雨水管においても耐用年数が迫っていることから、令和 6 年度に改定した「中標津町下水道中期ビジョン」及び「中標津町下水道事業経営戦略」に基づき、将来を見据えた計画的な建設改良を進める必要があります。

一方で、世界的な物価高騰等により費用は増加傾向にあり、職員数の縮減や、処理場施設の維持管理を包括委託するなど、経営の合理化を図ってきましたが、一部事業を抑制せざるを得ない状況です。

また、町の繰入金による一定の費用負担や、国の交付金の活用による財源確保に努めていますが、交付金の交付率は減少傾向にあり、人口減少や節水機器の普及等により、収益の要である下水道使用料も減少傾向となっています。

これら費用の増加、収入の減少により、経費回収率は 100% を下回り、運営資金の枯渇により一時借入金が必要になるなど、公営企業会計の基本原則である独立採算がとれず、非常に厳しい経営状況にあることから、使用料収入による財源確保が急務となります。

経営基盤の強化により、事業を滞りなく実施することで、災害に強く、衛生的な生活環境づくりを継続し、将来にわたって持続可能な下水道事業を運営するため、令和 8 年度の下水道使用料の改定について、貴委員会のご意見を賜りたく、諮問いたします。